

# 寄 附 行 為

財団  
法人 八尾市国際交流センター

## 財団法人 八尾市国際交流センター設立趣意書

近年、我国の国際社会における地位の向上は目覚ましいものがあり、国の外交や産業界の交流のみならず、地域における市民レベルの国際交流の取り組みが広がりつつあります。

21世紀を目前に控えた今、地域社会全般で国際化への対応が必要となっており、国際社会に貢献できる国際人を育成することが、ますます重要な課題とされるところであります。本市におきましても、外国の文化、習慣などを理解し、国際親善を図るため、米国ワシントン州ベルビュー市及び中国上海市嘉定県との文化、スポーツ等の交流を中心に国際交流の推進に努めているところであります。また、本市に拠点を置く民間の各種団体において外国の民間団体と活発な交流活動が展開されており、この他にも個人的な交流の輪も大きな広がりを見せているところであります。

地域の国際化は行政のみでは進むものではなく、民間のご協力を得ながら行政、地域住民、産業界、民間団体が一体となり積極的な参加と連携の下に大きく展開していくことが必要であります。

こうした国際化の進展する中で市民の国際交流についての理解と関心を高め、八尾市の特性を生かした国際交流活動を更に推進し国際意識の高揚を図ることは、市の活性化を導き、ひいては相互理解により人類共通の願いである世界平和へと発展するものと確信するところであります。

つきましては、多くの皆様方のご賛同とご参加を得ながら、市民レベルの国際交流を展開してゆくため、ここに財団法人八尾市国際交流センターを設立するものであります。

# 財団法人 八尾市国際交流センター寄附行為

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、財団法人八尾市国際交流センター（以下「センター」という。）と称する。

### (事 務 所)

第2条 センターは事務所を大阪府八尾市旭ヶ丘5丁目85番地の16に置く。

### (目 的)

第3条 センターは、市民、行政、企業及び各種団体等との連携を図りながら、グローバルな視野をもって積極的かつ多彩な国際交流を推進し、八尾市の国際化に寄与するとともに、広く市民に国際意識の高揚と諸外国との相互理解の増進を図り、もって国際平和に貢献することを目的とする。

### (事 業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 人物交流をはじめとする国際交流を促進する事業の実施
- (2) 海外諸都市との国際親善及び交流事業の実施
- (3) 市内に居住又は滞在する外国人との交流理解を図る事業の実施
- (4) 国際交流関係団体への援助及び協力
- (5) 国際交流に関する広報事業の実施
- (6) 国際交流に関する各種情報、資料の収集並びに提供
- (7) 八尾市及び各種団体等の国際化及び国際交流事業の受託
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業の実施

## 第2章 資産及び会計

### (資産の構成)

第5条 センターの資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

### (資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

### (基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。

ただし、センターの事業遂行上止むを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、大阪府知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

### (資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関への預け入れ、信託会社への信託、又は国債、公債の購入等確実な方法で保管しなければならない。

### (経費の支弁)

第9条 センターの経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 センターの事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に理事会の議決を経、かつ、大阪府知事へ届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、止むを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新に成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 センターの事業報告及び収支決算は、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、その会計年度終了後3ヵ月以内に、大阪府知事に報告しなければならない。

(長期借入金)

第13条 センターが資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期の借入れを除き、理事会の承認を経、かつ、大阪府知事の承認を得なければならない。

(会計年度)

第14条 センターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第3章 役員

(種別及び選任)

第15条 センターに次の役員を置く。

(1) 理事 (理事長1人、副理事長2人、常務理事1人を含む。)

10人以上15人以内

(2) 監事 2人

- 2 役員は、評議員会において選任する。
- 3 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。
- 4 理事のいずれか1人とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
- 6 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 7 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を大阪府知事に届け出なければならない。
- 8 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を大阪府知事に届け出なければならない。

(職 務)

第16条 理事は、理事会を構成し、センターの業務を議決し、執行する。

- 2 理事長は、センターを代表し、センターの業務を総理する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が定めた順位により、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、業務を処理する。
- 5 監事は次の職務を行う。
  - (1) 財産の状況を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は大阪府知事に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会の招集を請求すること。

(任 期)

第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任することができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められたとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報 酬 等)

第19条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

#### 第4章 理 事 会

(構 成)

第20条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第21条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、センターの運営に関する重要な事項を議決する。

(種類及び開催)

第22条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第16条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招 集 等)

第23条 理事会は、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、招集の請求があった日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。

(定 足 数)

第24条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第25条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

- 第26条 止むを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、当該理事は出席したものとみなす。
- 2 あらかじめ通知された事項・軽易な事項又は緊急を要する事項については、理事長は書面による賛否を求めて理事会の決議にかえることができる。

(議 事 録)

第27条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）

- (4) 審議事項及び議決事項
  - (5) 議事の経過の概要及び結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事の中から選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第5章 評議員及び評議員会

### (評議員)

第28条 センターに、評議員15人以上20人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会において選任し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 4 第17条、第18条及び第19条の規定は、評議員について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

### (評議員会等)

第29条 センターに評議員会を置く。

- 2 評議員会は、評議員をもって構成する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 5 評議員会は、第7条、第10条、第12条、第13条、第32条及び第33条に関する事項について、意見を述べる。
- 6 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 7 第23条第3項、第24条、第25条、第26条及び第27条の規定は、評議員会について準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

## 第6章 事務局

(事務局)

第30条 センターの事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長及び必要な職員を置き、理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第31条 事務所には、民法第51条に規定するもののほか、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

## 第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第32条 この寄附行為は、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、大阪府知事の認可を受けなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第33条 センターは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、大阪府知事の許可があったとき解散できる。

- 2 解散に伴う残余財産の処分は、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、大阪府知事の許可を受けて、この法人と類似の目的を有する公益法人又は八尾市に寄附するものとする。

## 第8章 雑 則

(委 任)

第34条 この寄附行為に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

- 1 この寄附行為は、センターの設立許可があった日から施行する。
- 2 センターの設立当初の役員及び評議員は、第15条第2項又は第28条第2項の規定にかかわらず設立者の定めるところとし、その任期は、第17条第1項及び第28条第4項の規定にかかわらず、平成4年3月31日までとする。
- 3 センターの設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところとする。
- 4 センターの設立当初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成3年3月31日までとする。

### 附 則

この寄附行為は、平成16年6月30日から施行する。